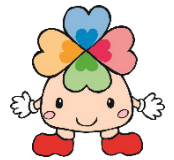


2020年度 地域共生型社会推進事業助成金募集要項



助成の趣旨

少子高齢化社会が進展するなか、すべての県民が住み慣れた地域で安心して生活するため、地域共生型社会の推進に寄与する事業で、先駆的な取り組みや調査・研究に対し、必要な経費を助成します。

1. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、児童、障がい者、高齢者など社会的な支援を必要とする者に対して、次に掲げる項目に関する先駆的な取り組みを行う事業や調査研究とします。

- (1) 地域に生活する様々な世代の住民と社会的な支援を必要とする者との相互交流を図るもの
- (2) 次代の社会を担う子供の育成や、これらの子育て世代の家庭を支援するもの
- (3) 地域で暮らし、働き、活動する等地域生活の推進と安定に寄与するもの
- (4) 保健、医療、介護、福祉等との連携により、地域共生型社会の推進に寄与するもの
- (5) 地域共生型社会の推進に寄与する、人材の育成を図るもの
- (6) 上記に掲げるもののほか、地域共生型社会の実現に向けた喫緊の課題の解決に資すると認められるもの

※ただし、以前に本助成を受けた事業と同一のものは対象としません。

(以前に本助成を受けた事業より発展的な事業でその差を事業内容に明確に示した場合は除く。)

2. 助成対象者

この助成を受けられる者は、次に掲げる個人及び団体であって、本県内に住所、所在地を有する者としてします。

- (1) 特定非営利活動法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等の営利活動を主たる目的としない団体、及びこれらに所属する職員またはグループ
- (2) 大学、専門学校等の教育機関、及びこれらに在籍する学生またはグループ
- (3) 本県県民または県内に勤務する者、及びこれらが組織する団体またはグループ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本県の地域共生型社会の推進に関する事業を企画・実施しようとする者で、本会が認めるもの

※ただし、次のいずれかに該当する場合は助成対象者としません。

- ・ 共済会の加入法人及び共済会会員が主となる団体、グループ等
- ・ 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者、団体、グループ等
- ・ 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない者、団体、グループ等

3. 助成金額及び助成期間

・ 助成額は、一件当たり原則100万円を限度とし、限度額の範囲内で最長3年間にわたり助成を受けることができます。

※事業内容等によっては100万円を超えて助成する場合があります。

- ・ 申請は1千円単位とします。
- ・ 2020年4月1日から2023年3月31日までの経費を助成対象とします。

【参考】2019年度は8件、合計6,710千円を助成しました。

4. 助成対象経費

- ・ 助成の対象となる経費は、別紙1「経費標準単価・対象経費の概要」に定めるとおりとします。

- ・備品費は原則リースとしますが、特別な理由により購入の必要があるときは、備品購入理由書（様式6）を提出し承認された場合のみ購入することができます。
- ・謝金の合計額は、助成金の合計額の5分の1以内とすること。
- ・委託料の合計額は、助成金の合計額の3分の1以内とすること。

5. 助成金の交付申請（助成金に関するお問い合わせ）

助成金の交付を受けようとする者は、申請書に必要事項を記入し関係書類を添付のうえ、申請期間内に下記共済会事務局まで郵送またはご持参ください。（郵送・持参以外での申請は受け付けません）

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3-28 厚生会館2F

一般財団法人 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会

電話 077-524-0261（平日8:30~17:00） Fax 077-524-0441

※必ず封筒に「2020年度助成金申請書類在中」と朱書きしてください。

6. 募集期間 **※今回より募集時期が変更になっております**

2019年11月1日(金)~2019年12月25日(水)（消印有効）

7. 助成金の交付決定

助成の採否については、【公益性・公共性】【実現性・計画性】【先駆性・独創性】【継続性・発展性】【必要性・妥当性】の5つの視点により、本会が設置する「地域共生型社会推進事業助成金審査委員会」の審査を受けて、交付の可否を決定し速やかに個別に通知します。

（実施事業の具体例）地域のニーズに応え、様々な業種・団体と協働で実施する先駆的な事業

8. 助成金の交付決定後の報告

（1）事業進捗報告（途中経過の報告）

助成金の交付を受けたもので、事業が複数年にわたる場合は、4月30日までに「地域共生型社会推進事業進捗報告書」（様式3）を提出し、年度ごとの進捗状況を報告すること。

（2）事業完了報告（事業完了の報告）

助成金の交付を受けたもので、事業が単年の場合、または複数年の最終年度の場合は、事業完了後30日以内、または4月30日のいずれか早い日までに「地域共生型社会推進事業完了実績報告書」（様式4）を提出すること。併せて、本会が主催する「事業報告会」へ出席し、事業の成果報告を行うこと。

9. 助成事業の変更

事業採択後に事業計画に変更が生じた場合は、助成決定額の範囲内で変更できます。※審査あり

10. その他

- （1）助成金の交付は、原則として事業完了後の精算払いとしますが、事業遂行上必要と認めるときは、概算払いとして事前に支払うことができるものとします。
- （2）申請書に記載された個人情報等は審査委員会等へ提供し、本助成金関係にのみ利用します。
- （3）助成対象事業に採択された場合、記載された団体名、代表者名、事業内容、事業成果等は、本会ホームページ、本会機関誌などで公表されます。
- （4）助成事業の一連の諸手続きについては別紙2「助成事業の流れ」をご参考ください。
- （5）提出いただいた申請書類一式は、返却できませんので、ご了承願います。
- （6）必要に応じ提出書類の内容について、お問い合わせをすることがあります。
- （7）申請書は下記の本会ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.shigakyo.or.jp/publics/index/40/>